

地域クラブ活動における学校施設・備品の利用について

■ 地域クラブ活動における学校施設・備品の利用について

① 学校開放及び地域クラブの優先利用の可否

- ・休日の日中（8時30分から17時まで）
- ・平日の放課後（15時30分頃から19時まで）

② 学校開放区域以外の利用

- ・雨天時及び冬期間の屋外競技種目の活動場所の確保
- ・文科系クラブの活動場所

※地域クラブが利用できる場合は、学校とのスケジュール管理の仕組みも検討が必要。

③ 学校備品の利用

- ・体育備品の使用
- ・主に地域クラブ活動で使用する学校備品の維持管理

移動手段の確保と生徒の負担軽減について

■ 移動手段の確保と生徒の負担軽減

① 遠征・大会参加時の移動手段の確保と生徒・保護者の負担軽減 ※1・2

- ・低廉な費用で借用できるマイクロバスが減少 <移動手段の確保>
- ・レンタカー費用の負担 <生徒・保護者の負担軽減>
- ・オンデマンド交通、コミュニティバス、スクールバスなどの活用

② 拠点化して活動するクラブの生徒の移動手段の確保と負担軽減

- ・現状は主に保護者送迎
- ・公共交通機関の活用
- ・オンデマンド交通、コミュニティバス、スクールバスなどの活用

※1 糸魚川市立学校大会等参加費補助金は継続

（地域クラブとして補助対象大会に参加する場合も補助該当）

※2 スポーツ系競技団体主催の県大会規模の大会は糸魚川市スポーツ協会激励金制度の対象